

令和元年度

教育委員会定例会
(10月)

令和元年10月7日(月)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日時 令和元年10月7日(月) 午後3時
場所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事
議案第24号 鹿屋市部活動指導員に関する規則の制定について (P 2)
- 5 報 告
(1) 鹿屋市議会9月定例会の一般質問について (P 3)
(2) 鹿屋市部活動ガイドラインについて (P10)
(3) 文化ゾーンまるごとブックフェスタの開催について (P11)
(4) 鹿屋市串良基地跡地下壕電信室の整備計画に伴う現状変更について (P13)
(5) 教育大綱について (P15)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第24号

鹿屋市部活動指導員に関する規則の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和元年10月7日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和元年9月30日付けの鹿屋市部活動指導員に関する規則の制定を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

1 教育行政について	議員名	松本議員
<p>【質問の要旨】 <u>道徳の教科化により、どのような教育効果が期待されるか。成績評価はどのようになされているのか。</u></p>		
<p>【答弁の要旨】 <u>道徳の時間は、小学校は平成30年度から中学校では本年度から、学習内容や目標が明確にされ、その結果を評価する「特別の教科道徳」として既に実施されている。このように、今回の学習指導要領の改訂で、道徳が教科化された背景としては、次の2つがあると考えている。</u></p> <p><u>まず、児童生徒の心については、様々な調査結果から、児童生徒が自分に自信が持てず、人の役に立っていないと感じるなどの自己有用感の低さや、自分や他人を簡単に傷つけるなどの生命に対する想像力の低下、思いやりの心の欠如、規範意識の低下などが指摘されており、それが深刻ないじめや暴力行為など極めて大きな問題行動につながり、ひいては大人社会における目を覆いたくなるような事件等と大きく関係しているのではないかと考えられている。</u></p> <p><u>もう一つは、このような児童生徒や大人の心の危機に対して学校教育、とりわけ道徳の授業が必ずしも十分にできていなかったということがあげられる。これらのことは、単に学校教育だけでなく、核家族化や地域の人間関係の希薄化による家庭や地域の教育力の低下も大きな要因だと考えられる。</u></p> <p><u>今回、道徳は一領域から正式の教科となったが、教科となったことで、児童生徒の発達段階に応じた目標が設定され、検定教科書を用い、原則として週一回担任教師による授業を行うようになる。</u></p> <p><u>この授業では、例えば多様な考え方でできる道徳的課題を、一人一人の児童生徒が自分自身のこととして捉え、しっかりと向き合う「考える道徳」「議論する道徳」が展開されることになる。</u></p> <p><u>また、評価については、国語や社会などの教科の評定とは異なり、一人一人の児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、それらの成長を認め、励ます、記述による評価を行うようになっている。</u></p> <p><u>本市としては、このような新しい道徳教育を実現するために、平成28・29年度は高隈小学校・高隈中学校が、また平成30・31年度は第一鹿屋中学校が鹿屋市の研究協力校として、新しい道徳教育における授業方法等の研究に取り組み、その成果について研究公開等を通して各学校に、紹介、周知しているところである。</u></p> <p><u>以上のような取組を通して一人一人の児童生徒が、自立した個人として、また、社会の一員として価値観の違う多くの他者と認め合い、よりよく生きるための人としての基盤を培えるものと期待しており、今後とも、道徳教育のより一層の充実に努めていく。</u></p>		

2	ぬくもりと豊かさを実感できる明るい未来づくり	議員名	米永議員
<p>【質問の要旨】 <u>鹿児島県内で起きた悲惨な女兒虐待事件では、各機関や自治体間の連携の不備が指摘されている。近隣市町村を含めた教育委員会の広域的な連携は整っているか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】 近隣の市町村教育委員会との連携については、<u>地域全体の教育レベルの維持向上はもとより、児童生徒の健全な成長を継続的に支援する上で、大切なことであると認識しており、とりわけ、様々な配慮を必要とする児童生徒の、転出先との連携については、極めて重要であると</u>考えている。</p> <p>一般的に保護者の転出に伴い、児童生徒が転校する場合は、保護者が市民課で住所異動手続きを行った後、現在在学中の学校で書類等を受け取り、それを持参して転学先の学校へ行くことになる。</p> <p>一方、<u>転出する児童生徒の情報については、学校間で連携することになり、とりわけ様々な配慮を必要とする児童生徒については、学習の状況や家庭の状況等の情報を、慎重かつ丁寧に伝達することになる。</u></p> <p><u>教育委員会では、特に、虐待やいじめ、不登校等の重要な案件については、転学先の教育委員会と情報を共有し、連携を図っているところであり、このような情報は、個人情報として、極めて機密性の高いものであることから、その保護と共有の範囲について、十分に配慮しながら適切に情報を管理していく必要がある。</u></p> <p>市教育委員会としては、今後とも、個人情報の保護や守秘義務に配慮のうえ、子どもたちの安全・安心や健やかな成長を第一に、関係機関及び近隣の市町村教育委員会等と連携を図っていきたい。</p>			

3	スポーツ少年団の学校施設使用状況について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】 <u>グラウンド、体育館等を使用する上で、けがや事故等が起きる可能性のある施設は把握できているか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】 <u>市内小中学校における学校施設の通常の維持管理は、鹿屋市立学校管理規則に基づき、学校管理者である学校長が行うこととされており、その管理の状況は、毎月、教育委員会に点検結果として報告書を提出することとしている。その際、施設の修繕や改修が必要な場合は、学校施設整備申請書を提出し、教育委員会で修繕等の対応を行っている。</u></p> <p><u>また、児童及び生徒の安全安心や授業への支障が生じるなど、対策を早急に講じる必要がある場合は、電話連絡等により報告を受け、現地を調査の上、早急な対応に努めている。</u></p> <p><u>スポーツ少年団によるグラウンドや体育館等の学校施設の使用に係る危険箇所の把握についても、通常の学校施設管理の中で対応しており、今後とも学校からの情報収集や現地調査を行うなど、児童生徒が安心して使用できるよう、各学校との連携を十分に図りながら、学校施設について適切な状況把握、安全管理に努める。</u></p>			

4	「鹿屋市学校間交流ホームページ」について	議員名	新保議員
<p>【質問の要旨】 <u>画像が表示されないなど、改善への対応ができない学校に対して、ICT支援員の活用はできないか。スマートフォンへの対応はいつ頃を予定しているか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】 <u>学校のホームページについては、情報を広く地域や保護者にお知らせしたり、学校相互の理解や連携を深めたりするための情報提供手段として、大変有効であると認識している。平成30年9月の定例会以降、改めて各学校の運用状況の確認を行い、<u>昨年12月までに全ての小中高等学校でホームページの更新及び修正等を行った。</u></u></p> <p>また、昨年度から、これまで行ってきた担当者を対象とした操作研修を、ICT支援員による学校訪問個別研修に変更して、ホームページの更新や担当者のスキルアップに努めてきた。しかし、<u>年度が変わった現段階での各学校の状況については、行事予定表の掲載や画像の表示等が適切に更新されていないなどの学校が、約半数近く見られており、ホームページの適切な維持管理が難しい状況にある。</u></p> <p><u>このような現状をふまえ、教育委員会としては、時代の流れや、簡易に情報発信ができる作業環境、教職員の仕事量の負担軽減などの視点から、より簡便で、リアルタイムに学校の情報を保護者や市民に提供できる方法に切り替えていく方向として、たとえば、全国の小中学校でも多くの導入事例があり、保護者世代でも利用が進んでいるツイッターなど、スマートフォンを活用したソーシャルネットワークサービスで情報発信を行うなど、今後具体的に、運用に向けた検討を進めていきたいと考えている。</u></p>			

5	個人情報保護について	議員名	柴立議員
<p>【質問の要旨】 <u>図書館において、警察に依頼され個人情報の一部を提供したとの報道があったが、事実はどうなのか。また、指定管理者の管理下ではどのように扱われるのか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】 <u>本件は、平成30年7月に、警察署から「捜査関係事項照会書」が教育委員会に届いたものであり、内容は、<u>図書館利用カード発行の有無の照会であり、発行がある場合は、書籍の貸出年月日、書籍名の記録等の5項目についての調査であった。</u></u></p> <p><u>教育委員会としては、刑事訴訟法に基づく照会であることや鹿屋市個人情報保護条例、第8条第2項第3号の、「保有個人情報の提供を受ける者が、その所掌する事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由のあるときは提供できる。」との条項に基づき、当時、任期付職員であった弁護士との協議を経て、<u>図書館利用カード発行の有無についてのみ文書で回答したところである。</u></u></p> <p>また、<u>指定管理者と取り交わしている基本協定においては、鹿屋市個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、重要事項については、市と協議することとしていることに加え、毎年実施している指定管理者のモニタリングにおいても、両者でその遵守の状況について確認を行っている。</u></p> <p>今後も、職員はもとより、指定管理者等、市の関係機関に対しても鹿屋市個人情報保護条例の遵守を徹底するよう努める。</p>			

6 地域振興について	議員名	原田議員
<p>【質問の要旨】 高須小学校の再編について、その経緯を示されたい。</p>		
<p>【答弁の要旨】 本市では、児童生徒数の減少など、小中学校の小規模化に対応し、完全複式学級編成の解消など「子どもたちの良好な教育環境」を確保するため、平成23年6月に「鹿屋市学校再編実施計画書」を策定し、地域や保護者の理解と協力を得ながら、<u>学校再編の取組を進めてきたところである。</u></p> <p>一方で、実施計画書で統合の方針を示したものの、<u>再編に至らなかった複式学級を有する過小規模校については、児童数の推移や地域の実情等を見据え、引き続き検討していくこととしたところであり、高須小についても、当時の保護者や地域の意向等を踏まえ再編等について継続的に検討していくこととした。</u></p> <p>このような中、特に過小規模校における児童数の減少が顕著であることなどを踏まえ、平成30年10月に、<u>継続検討としていた高須小、南小、鶴峰小、高隈小及び大黒小の各PTAと意見交換を実施したところである。</u></p> <p><u>この意見交換の中で、高須小の保護者からは野里小との統合を希望する意見が多かったことから、31年2月に高須町内会役員との意見交換を実施するとともに、4月には新1年生の保護者を含めたPTAとの意見交換を再度行い、野里小との早期統合の意向を確認した。加えて、5月と7月の2回、高須地区の全住民を対象とした意見交換会を開催するなど、地域や保護者との協議を重ねてきたところである。</u></p> <p>このような中、高須町内会においては、<u>7月26日に開催された臨時総会で、「高須小学校は、令和2年4月から野里小学校に統合すること」が議決され、この議決事項については、8月16日に町内会長とPTA会長の連名で、市長及び教育長宛てに文書で提出されたところである。</u></p> <p>このように、今回、高須小学校について、子どもたちの教育環境や、地域の未来のことなどを総合的に勘案し、PTAや地域としての意向が取りまとめられたことを踏まえ、教育委員会として、「高須小学校と野里小学校の統合」に向けた取組を進めていくこととした。</p> <p><u>この高須小学校の学校再編（案）については、去る8月30日の議会全員協議会で御説明した後、9月5日の定例教育委員会において機関決定を行ったところであるが、今回の学校再編に伴う所用の規定の整備を行うため、本年12月の市議会定例会に「鹿屋市立学校設置条例の一部改正」議案の上程を予定しており、議員の皆様方には、この議案上程をもって、あらためて正式に御審議いただくこととしている。</u></p> <p>なお、今後については、<u>高須小及び野里小両校の代表者等からなる統合推進委員会等を設置し、地域の皆様のご意見等を伺いながら、統合に向けた具体的な協議・調整を進めたいと考えている。</u></p>		

7	ハンセン病に関わる啓発活動等について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>今回の判決では、「ハンセン病患者の家族に対する偏見差別の是正を含む人権啓発教育が実施されるよう、適切な措置をとるべきであった。」と、文部行政を指弾している。これまでの鹿屋市のハンセン病問題に関わる教育はどうだったのか。また今後の取組を具体的に示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>全ての人が人間として尊重され、生涯にわたって生きがいをもって暮らせる地域社会の実現に向けて、ハンセン病問題をはじめ、同和問題や障害者問題等、あらゆる人権課題を解決していくことは非常に重要であると認識しており、学校教育における重要な教育内容の一つであると考えている。</p> <p>本年6月の熊本地裁判決では、平成8年の「らい予防法」の廃止に伴い、隔離が廃止されたにもかかわらず、平成13年の隔離政策を違憲とした熊本地裁判決に至るまでの間、文部大臣及び文部科学大臣が、正しい知識に基づいた教育や啓発を怠ってきたことに対し、強く違法性を指摘している。</p> <p>本市においても、国同様、当時の教育が正しい理解に基づき、適切な指導がなされてきたとは言い難く、学校教育においてハンセン病問題解決のための全体的な取組は、ごく一部を除き、ほとんどなされていなかったものと考えている。</p> <p>一方、現在のハンセン病問題に対する各学校の取組は、時数や内容について学校により幾分違いはあるが、市内全ての学校において6月の「ハンセン病問題を正しく理解する週間」の前後や、12月の人権週間等を中心に、社会科や道徳、特別活動などの学習や全校朝会をはじめとする様々な時間を活用して取組を行っている。</p> <p>その内容としては、厚生労働省や鹿児島県及び県教委が作成したパンフレットや、DVD、リーフレット等を活用した授業や、肝属地区人権・同和教育研究協議会が作成した紙芝居等を活用した授業など、より実感をもって、ハンセン病問題の理解を図れるよう工夫している。</p> <p>さらに、小・中学校においては、星塚敬愛園への訪問などを行って学習をしているが、本年度は、市内3つの小・中学校が訪問し、また、小・中学校合わせて10校が、入所者を講師として招聘した学習を行っている。</p> <p>このように直接訪問し体験したり、入所者等から話を聞いたりすることは認識を深める上からとても大切なことであり、今後も計画的な訪問や講演等の実施を促していきたいと考えている。</p> <p>本市には星塚敬愛園があることから、より一層ハンセン病問題について正しい理解と人権啓発が図れ、他地区の模範となるような充実した取組となるよう努めていきたい。</p>			

8—1	教育行政について	議員名	岩松議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>本市の<u>中学校、高等学校等の運動部活動</u>について、<u>現状での取組状況、成果及び課題</u>を示されたい。また、<u>部活動指導員配置促進事業</u>において、<u>本市の現状の取組、課題及び今後の配置促進事業計画</u>を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>中学校、高等学校の部活動の在り方について、<u>国は、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築することや運営の適正化を図るため、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、これを受けた県は、平成31年3月「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」を策定した。</u></p> <p>本市はこれらを受け、<u>各学校に対して、年間や毎月の活動計画を作成すること、適正な活動時間や週2日の休養日を設定すること、体罰やハラスメント等は絶対に行わないことなど</u>について、<u>指導を続けてきた。</u></p> <p><u>その結果、各学校においては、年間を通じて計画的な活動がなされるようになった一方で、大会参加数などの規定がないことや、専門的指導のできない顧問に大きな負担があること等の課題がより一層明確になってきた。</u></p> <p>このようなことから、<u>本市では、外部委員を含む部活動ガイドライン検討委員会を設置して検討を行い、国、県のガイドラインの内容に加えて、大会参加数の上限などを定めた「鹿屋市部活動ガイドライン」を本年9月に策定した。</u></p> <p>教育委員会としては、<u>本ガイドラインにより、生徒のバランスの取れた健全な成長や教職員の勤務負担の軽減に資するものと考えており、このガイドラインに基づき、適切な部活動の運営がなされるよう指導していく。</u></p> <p><u>次に、部活動指導員配置促進事業について、この事業は、平成30年度から、国の事業としてスタートしたが、本県においては、本年度から、改めて「部活動指導員派遣推進事業」として、教員の働き方改革や、部活動の質的な向上に資するため、技術指導等に優れた部活動指導員を学校に配置しようとするもので、県内では、鹿屋市と姶良市、奄美市の3市がモデル地区として実施することになる。</u></p> <p><u>部活動指導員は、専門的な技術指導はもちろんであるが、従来の外部指導者とは異なり、これまで教員しかできなかった大会等への引率や部活動の運営管理、生徒指導に係る対応等を行うことができる</u>と定められている。</p> <p>一方、<u>課題としては、学校が必要とする部活動に対して、専門的な技術指導ができ、教育者としての資質を持った人材を確保することであり、そのためには、様々なスポーツ分野で指導力を有している鹿屋体育大学や、本年度から本格的に地域と一体となった学校づくりを目指しているコミュニティスクールの学校運営協議会などと、連携して取組を進めていく必要がある</u>と考えている。</p> <p>教育委員会としては、<u>部活動は、生徒にとって心身の成長に大きく寄与することから、本年度、モデル的に実施する本事業をしっかりと検証しつつ、今後の、よりよい制度づくりに向けて、取組を進めていく。</u></p>			

8-2	教育行政について	議員名	岩松議員
【質問の要旨】			
<p>小学校の夏休みプール開放の運営状況を示されたい。また、運営団体への安全管理及び事故防止についての研修会や、プール開放時における安全管理マニュアルなどの配付・周知など、現状の取組について示されたい。</p>			
【答弁の要旨】			
<p>本市における小学校の夏休みプール開放については、例年、24校中21校で実施しており、いずれの小学校もPTAが主体となって運営を行っている。</p>			
<p>このプール開放については、夏休みの期間中、1～2週間程度、開放を行っており、その間の安全管理については、学校規模にもよるが、開放1日当たり平均して7人程度の保護者が交替で監視を行っている状況である。</p>			
<p>また、プールにおける事故が発生した場合、迅速に対応できるよう、各学校では、監視員となる保護者を対象とした救命講習の実施やプール開放計画を作成して、安全管理の取組を行っているところである。</p>			
<p>教育委員会では、各学校で作成し運用しているプール開放計画を集約しており、それぞれ事故防止に係る点検項目に漏れがないかなど、各学校を通じてPTAと情報共有を行い、十分な連携を図りながら、適切に安全管理に努めていく。</p>			

報告 (2) 鹿屋市部活動ガイドラインについて

(別 紙)

報告 (3) 文化ゾーンまるごとブックフェスタの開催について

1 目的

文化ゾーンを一体的に活用した、図書にまつわる市民参加型のイベントを開催し、読書の魅力を再発信するとともに、読書習慣の機運を高め、図書館来館者数の増加、読書率の向上を図る。

2 実施日程等

日 程：令和元年11月3日（日）

時 間：10時～16時

場 所：鹿屋市立図書館、鹿屋市文化会館、鹿屋市中央公民館

主 催：鹿屋市教育委員会

3 事業委託内容等

委託者：株式会社 図書館流通センター 鹿児島営業所

令和元年8月26日契約

4 行事の内容（案）

施設名	イベント名 時 間	実 施 内 容	場 所
文化会館	講演会 10:00～12:00	養老 孟司 氏による講演会を実施 演題「これからの人生に必要な学び、生き方とは！」 入場整理券を令和元年10月1日より図書館で配布	ホール
	ブックリサイクル 13:00～15:30	図書館の廃本や市民がいなくなった古本を無償で配布し、図書（本）の利活用を図る。 ※1人5冊程度 雨天時は、エントランスホールに変更	玄関前
中央公民館	ワークショップ 10:00～15:30	皮細工を使った本のしおり製作など、市民向け講座を実施する。 ワークショップについては、マルシェや文化財センター、青年団、キッズフェスタで活躍している鹿屋女子校に依頼	ロビー 第一講座室
	南極クラス 13:00～15:30	南極観測隊参加経験者による楽しい経験談 (2019 えびの市文化の杜の夏まつりでの実績あり)	第一 視聴覚室

施設名	イベント名 時間	実施内容	場所
中央公民館	ビブリオバトル 13:00～ 〔予選・決勝〕	市内高校生がおすすめる本を一人5分間で紹介する。 全ての発表が終了した後に参加者（審査員）で「どの本が一番読みたくなったか」を投票で行い、最多票を集めた高校生が優勝となる。 出演：市内6高校から各1～3名ずつ	予選 レクレーション室 第二視聴覚室 決勝 集会室
図書館	カフェde読書 10:00～16:00	図書館前に飲食（軽食）ブース及び読書スペース（テーブル・椅子）を設け、コーヒー等を飲みながら、ゆったりとした雰囲気の中で読書を楽しんでいただく。 飲食（軽食）ブースは、マルシェに2店舗ほど依頼 テーブル・椅子は大型テント設置業者に依頼	図書館玄関前
	秋の音コンサート 10:00～15:30 (5回)	静かな図書館に音楽を融合させた新たな空間を作りだし、来館者に音楽を聴きながら、ゆったりとした雰囲気の中で読書を楽しんでいただく。 演奏団体は、図書館が市内で活動している団体に依頼（ヒーローズ、トレディアブランカス、ひーず、ポッチ音楽教室）	図書館玄関前
	おはなし会 11:00～15:30 (3回)	図書館スタッフ・読み聞かせグループが、絵本や大型紙芝居等の読み聞かせ会を実施する。 読み聞かせグループは、図書館がちちん☆パイ・あっぷっぷに依頼済み。雨天時は、図書館絵本コーナーに変更	緑陰
	図書館映画館 14:30～15:30	図書館の自主事業で人気のあった図書館映画館を上映	製作演習室
噴水付近	ブックマルシェ 10:00～16:00	地域の食材を使用した飲食店や雑貨等のブースを設ける。 (5～10店舗程度)	
	ほたる号展示 10:00～15:30	移動図書館「ほたる号」を展示し、ほたる号のことを知っていただく。(本の貸出しも実施) マルシェについては、大隅ハナマルシェ実行委員会 実行委員長 隈崎 氏に依頼中	

報告 (4) 鹿屋市串良基地跡地下壕電信室の整備計画に伴う現状変更について

1 整備の目的

戦後 75 年を迎えるに当たり、戦争の悲惨さと平和の尊さを全国に発信するため、本市に残る貴重な戦争遺跡を保存・整備し、活用を図る。

2 現 状

串良基地跡地下壕電信室は、平成 27 年度に整備を行い、貴重な戦争遺跡として認識されてきており、地元の小学校等の平和学習や、教育旅行等でも多いに活用されているが、強い雨が降ると、地下壕の上から雨水がにじみ出る、水が流れ込んで溜まる、泥も流れ込んでくることから、誰もが安全に見学できるように、施設の現況を把握し、雨水排水対策が必要。

今年も、7月の豪雨の際は、地下壕内に 40 cmほど浸水した。

3 整備に伴う現状変更

(1) 現況調査及び構造関係調査を実施

- ・ 10 箇所程度、直径 10 cm 程度のコアを抜き、コア強度試験、中性化試験等を実施し、構造関係調査を実施し、横断図、縦断図、平面図等を作成する。
- ・ コアは、できる限り目立たないところを抜き、補修を行う。

(2) 地下壕電信室排水整備

- ・ 現在、地下壕の地上部分にある、大きな樹木を撤去する。
- ・ 地面から 30 cm ほどのところに、遮水シートを設置し、勾配をとり、暗渠排水から側溝へ排水する。
- ・ 遮水シートを設置後、土を戻し、芝を植樹する。

4 その他

○地下壕電信室は、賃貸借契約を締結している。所有者からは了解は得ている。

○コンクリートの状態から、湿気による劣化が確実であるため、雨水の流入をおさえれる整備を実施する。

報告 (5) 教育大綱について

(別 紙)